

佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、原子力発電施設の周辺地域における企業の立地を支援するため、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う企業立地支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費は、原子力発電施設の設置がその区域内において行われている玄海町及び玄海町に隣接する唐津市（平成17年1月1日の市町村合併前の旧唐津市、旧鎮西町、旧肥前町及び旧呼子町の区域に限る。）（以下「特定市町」という。）の区域内における企業立地（企業立地の内容が立地地点をその区域とする市町の総合計画等の基本方向と調和するものに限る。）を支援するため、補助事業者が行う補助事業の実施に要する経費について補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 本補助金は、法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該法人等が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 暴力団員でなくなった日から5年度経過しないとき

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているとき

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき

(5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているとき

3 補助率は、定額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 補助金交付申請書の提出期間は、毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日までとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請に係る事項について修正を加えることができる。

2 前項の規定による事業に係る補助金の交付決定の内容には、次に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。

- (1) 事業費
- (2) 一般事務費

3 規則第4条第3項の規定による補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、法、施行令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - イ 前条第2項の規定による区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - ウ 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- (4) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、知事に届け出ること。
- (5) 補助事業者は、前2号の契約に当たり、次の措置を講じること。
 - ア 契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - イ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - ウ イ本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことに対し、知事から必要な措置を講じるよう求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
- (6) 前3号までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じること。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、常に収支の状況を明らかにした帳簿及びすべての証拠書類を整備し、補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる

場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けること。

- 2 知事は、前項第2号の規定により変更承認申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、それを承認し、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第5号様式）を、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第6号様式）を補助事業者に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、補助金交付申請取下届出書（別記第7号様式）により行うものとする。

- 2 前項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき、知事が特に必要と認めて要求したときは、状況報告書（別記第8号様式）を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項前段の規定による補助事業等実績報告書（第5条第1項第2号エの規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業実績報告書（別記第9号様式）によるものとする。

- 2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までとする。
- 3 規則第12条第1項後段の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業年度末実績報告書（別記第10号様式）によるものとする。
- 4 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日までとする。
- 5 補助事業者は、やむを得ない理由により、第2項又は前項の提出期限内に当該補助事業等実績報告書を提出することができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）によるものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、補助事業者は、当該納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 知事は、第5条第2号エの規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第4条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1）補助事業者が、交付決定の内容、これに付した条件、法、施行令、規則若しくは

この要綱の規定に違反し、又は規則若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、交付要件に関して不正、怠慢、その他不適正な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者又は間接補助事業者（補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源として、補助事業者の補助事業により補助金の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、補助事業者に期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の補助金の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（補助金の交付）

第11条 規則第15条第1項の規定による補助金等交付請求書は、補助金交付請求書（別記第12号様式）によるものとする。

2 知事は、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第2項後段において準用する同条第1項の規定による補助金等交付請求書（概算払請求書（別記第13号様式）によるものとする。）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第14号様式）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について、第8条第1項の規定による報告書に取得財産等管理明細表（別記第15号様式）を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（取得財産の処分の制限等）

第13条 規則第22条の規定により知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条ただし書の規定により知事が別に定める財産の処分を制限する期間は、国が定める原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け平成15・01・14財資第1号）第19条第2項の規定により経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、規則第22条による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金調書)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書(別記第17号様式)を作成しておかなければならない。

(消費税に係る取扱い)

第15条 補助事業者は、第3条第1項の規定による補助金の交付の申請において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかな場合は、その額を減額して交付申請しなければならない。この場合において、知事は、これを審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うに当たって当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 補助事業者は、第3条第1項の規定による補助金の交付の申請において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなでない場合は、その旨を記載して交付の申請をし、第8条第1項又は第3項の規定による実績報告において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第18号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 第9条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の遂行に際し知り得た情報の取扱いに関する事項)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供するものの指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密の情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。都道府県又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は、補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金の支払)

第18条 補助事業者は、間接補助金(補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源

として、間接補助事業者に交付する補助金をいう。)の支払に必要な経費として第11条第2項の規定による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度における給付金の交付申請書及び実績報告書については、第7条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月3日から3月11日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月26日から施行し、平成16年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月9日から施行し、平成17年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 平成17年度における給付金の交付申請書及び実績報告書については、第7条第2項の規定にかかわらず、平成18年1月10日から1月20日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月22日から施行し、平成18年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月7日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行し、平成24年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月10日から施行し、平成25年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行し、平成27年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。